

宇部市都市公園占用料の改定について

都市公園占用料を宇部市道路占用料徴収条例別表に掲げる占用物件区分・金額と整合。〔下記の新旧比較表を参照〕

宇部市都市公園条例 別表三（第十条、第十条の二関係）

	旧			新						
	占用物件	占用料	単位	占用物件	占用料	単位				
電柱 電線 鉄塔等	電柱	710	円/本・年	細分化 第一種電柱	670	円/本・年				
	その他 これらに 類するもの	電話柱		260	細分化 第二種電柱		1000			
		その他の柱類		1950	細分化 第三種電柱		1400			
		送電塔		520	円/㎡・年		細分化 第一種電話柱	600		
	埋設 管類等	水道管	外径が0.4m未満のもの	100	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの		細分化 第一種電話柱	960	円/㎡・年	
			下水道管	外径が0.4m以上1m未満のもの			260	細分化 第二種電話柱		1300
			ガス管	外径が1m以上のもの			520	細分化 第三種電話柱		60
		その他のもの	外径が0.4m未満のもの	200		新設 共架電線その他上空に設ける線類	6	円/㎡・年		
			外径が0.4m以上1m未満のもの	490		新設 地下電線その他地下に設ける線類	4			
			外径が1m以上のもの	980		細分化 変圧塔その他これに類するもの	1200	円/個・年		
建 築 物 等		郵便差出箱	980	円/㎡・年		細分化 送電塔	1200	円/㎡・年		
						細分化 水道管	25			
						細分化 下水道管	36			
						細分化 ガス管	54			
	行為	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 興行のため設けられる仮設工作物	12	円/㎡・日	細分化 外径が0.07m未満のもの	72	円/㎡・月			
					細分化 外径が0.07m以上0.1m未満のもの	110				
					細分化 外径が0.1m以上0.15m未満のもの	140				
					細分化 外径が0.15m以上0.2m未満のもの	250				
					細分化 外径が0.2m以上0.3m未満のもの	360				
					細分化 外径が0.3m以上0.4m未満のもの	720				
看板	標識	790	円/本・年	新設 共架電線その他上空に設ける線類	6	円/本・年				
				新設 地下電線その他地下に設ける線類	4					
工事	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場	12	円/㎡・日	細分化 外径が0.4m以上0.7m未満のもの	360	円/㎡・月				
				細分化 外径が0.7m以上1m未満のもの	720					

●「共架電線その他上空に設ける線類」の申請を一部免除するもの

- ・電気事業者、電気通信事業者が設置する、占用物件である電柱または電話柱に付属する電線（共架電線を除く） ※電柱または電話柱が公園外に設置されている場合は必要
- ・各戸引込電線